

令和4年7月22日  
水管理・国土保全局水政課**一級河川の区間を見直します**

～国民の安心、安全を図る上で必要な区間を一体的に管理します～

国土交通省は、河川整備の進捗等に伴い、令和4年7月22日付で一級河川の指定及び変更を行いました。

一級水系<sup>(※)</sup>に係る河川の区間のうち、河川の形状、流域の地形、土地利用などを踏まえて、一体として管理する必要がある区間については、河川法第4条第1項に基づき国土交通大臣が一級河川として指定しています。また、既に指定済みの区間において、流路の変更など一体として管理する区間の変更が必要となった場合には、一級河川の指定の変更等を行っています。

(※) 国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したもの

今回は、河川整備の進捗等に伴い、令和4年6月23日(木)の社会資本整備審議会河川分科会(第62回)での審議等を経て、令和4年7月22日付で一級河川の指定及び指定の変更を行いました。

## 【今回の一級河川指定等】

水系名	河川名	道県名(市町名)	区分	管理主体
石狩川	もつきさむがわ 望月寒川放水路	北海道(札幌市)	新規	北海道
十勝川	なかしんとくがわ 中新得川	北海道(新得町)	新規	北海道
斐伊川	かんぎょうじがわ 願楽寺川	島根県(出雲市)	新規	島根県
江の川	かむらがわ 上村川	広島県(三次市)	変更	広島県
	いたきがわ 板木川			
	こたにがわ 小谷川	広島県(安芸高田市)		
	よとおりがわ 四通川	広島県(北広島町)		
筑後川	ふじまらがわ 藤町川	福岡県(久留米市)	変更	福岡県

## 【今回の一級河川の指定等を行った後の河川数及び河川延長】

河川数 14,082河川(14,079河川)

河川延長 88,095.9km(88,091.4km)

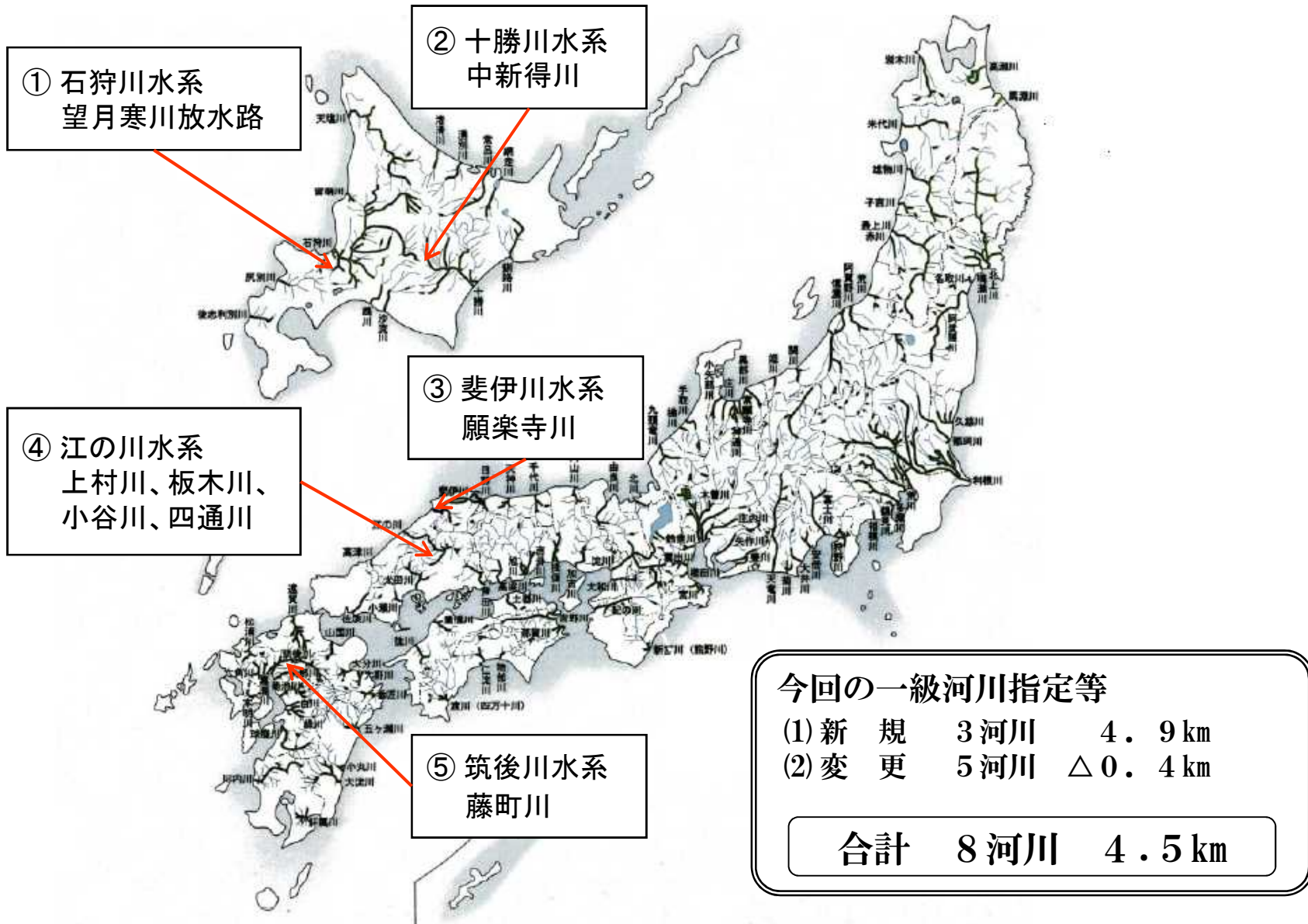
※( )内は令和3年8月時点の一級河川指定状況

## 問い合わせ先

国土交通省水管理・国土保全局水政課 企画専門官 津島  
総務係長 村上TEL 03-5253-8111(内線35-222、35-223)  
03-5253-8439(直通)

FAX 03-5253-1601

# 一級河川指定等の全国位置図



# 一級河川指定等の一覧表

	水系名	河川名	都道府県名 (市町村名)	区分	指定等の延長	指定等の理由	管理主体
①	石狩川	もつきさむがわ 望月寒川放水路	北海道 (札幌市)	新規	増 2.064km	広域河川改修事業による放水路整備が令和3年度に完了したことから、一級河川の指定を行うもの。	北海道
②	十勝川	なかしんとくがわ 中新得川	北海道 (新得町)	新規	増 2.32km	令和4年度より広域河川改修事業の実施を予定しているため、準用河川の必要区間について一級河川の指定を行うもの。	北海道
③	斐伊川	がんぎょうじがわ 願楽寺川	島根県 (出雲市)	新規	増 0.5km	塩冶赤川では、捷水路事業による流路の変更が令和3年度に完了し、旧河道については、引き続き管理する必要があることから、願楽寺川として一級河川の指定を行うもの。	島根県
④	江の川	かむらがわ 上村川	広島県 (三次市)	変更	減 0.1km	令和4年度に江の川水系上流域における特定都市河川の指定を予定しており、指定に当たって必要な上村川、板木川、小谷川及び四通川について一級河川の指定の変更を行うもの。	広島県
		いたきがわ 板木川			増減なし		
		こたにがわ 小谷川	広島県 (安芸高田市)		減 0.2km		
		よとおりがわ 四通川	広島県 (北広島町)		増減なし		
⑤	筑後川	ふじまちがわ 藤町川	福岡県 (久留米市)	変更	減 0.14km	総合流域防災事業による下流端付替工事が令和4年度に完了したことから、一級河川の指定の変更を行うもの。	福岡県

【参照条文】

○河川法（昭和39年法律第167号）（抄）

（一級河川）

第四条 この法律において「一級河川」とは、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川（公共の水流及び水面をいう。以下同じ。）で国土交通大臣が指定したものをいう。

2 （略）

3 国土交通大臣は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、社会資本整備審議会及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

4 （略）

5 国土交通大臣は、第一項の規定により河川を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、水系ごとに、その名称及び区間を公示しなければならない。

6 一級河川の指定の変更又は廃止の手続は、第一項の規定による河川の指定の手続に準じて行なわれなければならない。

（一級河川の管理）

第九条 一級河川の管理は、国土交通大臣が行なう。

2 国土交通大臣が指定する区間（以下「指定区間」という。）内の一級河川に係る国土交通大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、当該一級河川の部分の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行うこととすることができる。

3～7 （略）